

## 6 対象事業の目的及び内容



## 6 対象事業の目的及び内容

### 6.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（平成27年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年毎に改定され、平成27年2月の改定では、計画期間を平成27年度から令和11年度までとしている。施設整備計画の策定にあたっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和12年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の江戸川清掃工場は平成30年3月時点で建設後21年が経過している。また清掃一組では令和10年代から20年代にかけて耐用年数を迎える工場が集中するため、江戸川清掃工場については令和2年度から既存施設と同規模で建て替えることとした。

### 6.2 事業の内容

#### 6.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 6.2-1及び図 6.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 6.2-3に示すとおりである。

計画地は、江戸川区江戸川に位置しており、敷地面積約28,000m<sup>2</sup>の区域である。

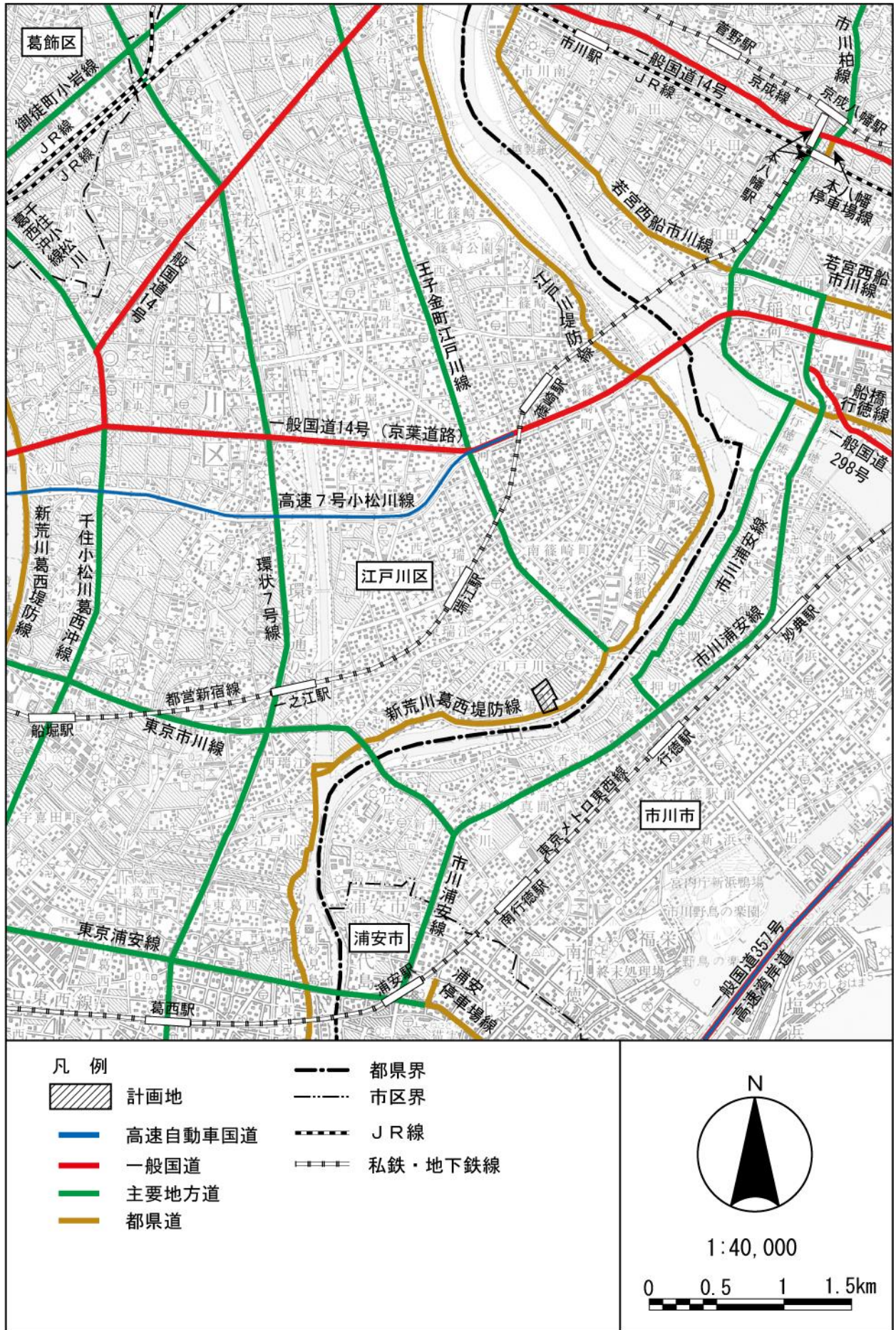


図 6.2-1 対象事業の位置



図 6.2-2 上空から見た対象事業の位置

6 対象事業の目的及び内容

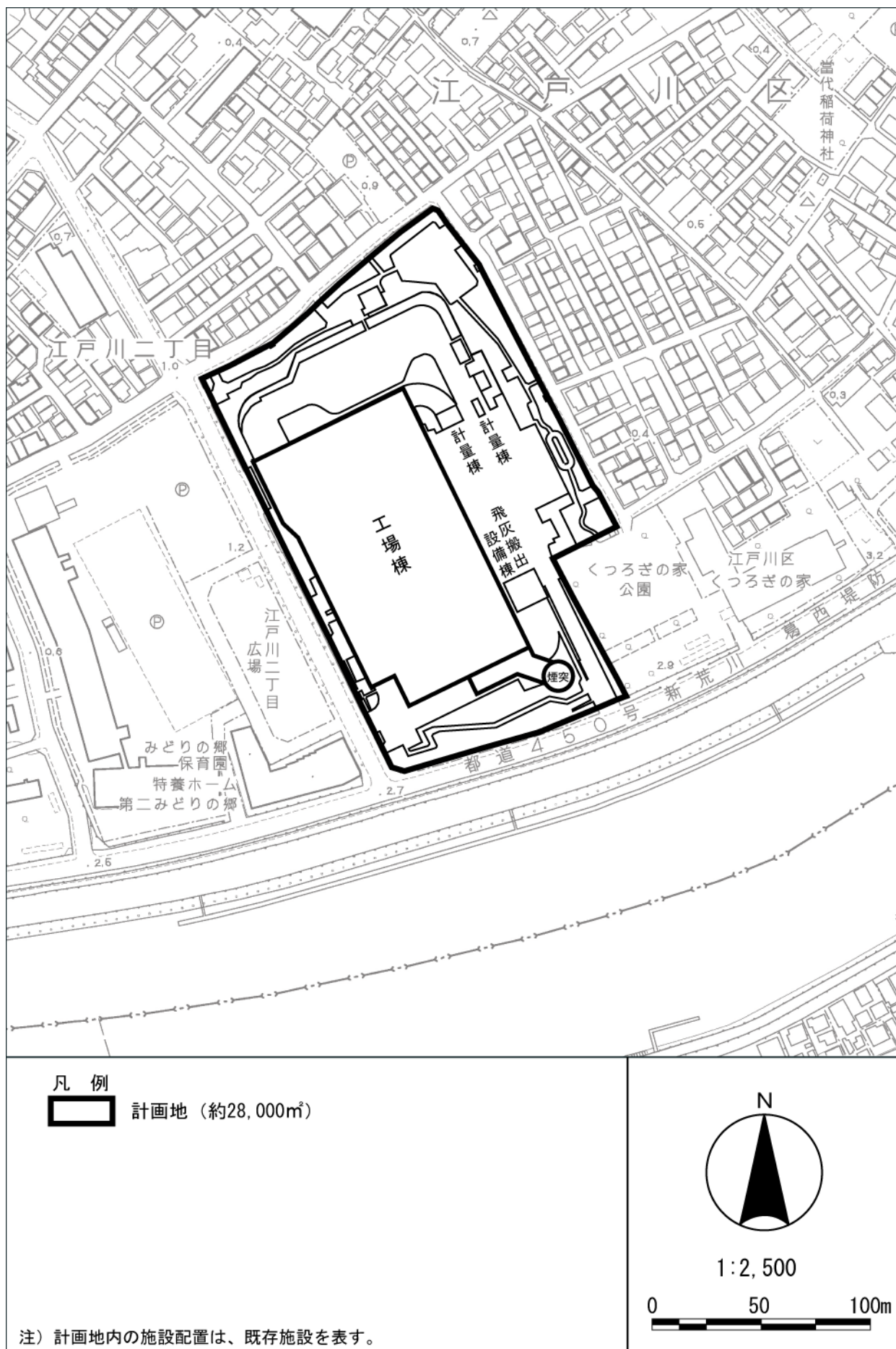


図 6.2-3 対象事業の区域